

飯島町事後審査型一般競争入札心得

平成20年 8 月 22 日

訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書等、建設工事請負契約書（案）、この事後審査型一般競争入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第 2 条 入札保証金は、免除する。ただし、落札候補者として決定された者が入札参加資格要件確認書類を提出しなかったとき、又は落札者として決定された者が契約を締結しなかったときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の 5 に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第 3 条 入札参加者は、入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に提出しなければならない。ただし、電子入札システムによる場合は、所要事項を電子入札システムに記録しなければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載しなければならない。

3 入札書等は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便で提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に商号又は名称及び工事名並びに事後審査型一般競争入札書等在中の旨を記載し、中封筒の表面に入札件名及び入札日時を記載し、町長あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日（飯島町の休日を定める条例（平成元年飯島町条例第16号）第 1 条第 1 項に規定する日を含まない。）の午後 5 時00分までに企画政策課財政係までに到達しないものは受理しない。

5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を町長に提出して確認を受けなければならない。ただし、電子入札案件において、入札参加者の押印がされた入札書による入札は、入札参加者によるものとみなす。

6 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

8 入札執行回数は、1 回とする。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(設計図書等に対する質問、回答)

第5条 町長は、飯島町事後審査型一般競争入札要領第2条に規定する入札の公告（以下「入札公告」という。）に示す期間及び場所において、設計書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答を入札情報システムに掲載する。なお、質問者へ直接回答しないものとする。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が協定し、又は不穩の行為をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 町長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続きを取りやめることがある。

(開札)

第7条 開札には、入札者の立会いは要しないものとする。

2 町長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 同価格をもって入札した者が2名以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により順位を決定するものとする。この場合において、紙入札書に電子くじ番号の記載がない又は判別ができないときは、前項の職員に任意の電子くじ番号を登録させ、順位を決定するものとする。

4 町長は、落札を保留するものとする。

5 町長は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）以下の入札者（第8条に該当し無効となった者を除く。）について、入札公告の2の入札参加資格要件の審査を行い、落札候補者について入札公告の6の入札参加資格要件審査書類及び必要により工事費内訳書による審査を行うものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第8条 落札候補者は、入札公告の6により、入札参加資格要件審査書類を電子入札システム又は持参によって提出しなければならない。

(工事費内訳書)

第9条 落札候補者は、町長の求めにより工事費内訳書を持参し、若しくは書留郵便等により提出し、又は電子入札システムにより提出するものとする。

2 工事内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下

「入札価格」という。)は原則として一致していなければならない。内訳書価格の値引きは、原則として認めない。

3 前項の規定にかかわらず、内訳書価格と入札価格の差が1万円未満の当該入札書は、有効として扱うものとする。ただし、工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

4 前項の工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書(いわゆる「金抜設計書」をいう。)のうち工事費内訳書に単価及び金額を記載したもの

(2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

5 一度提出した工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(落札者及び落札価格の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

2 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(契約保証金の納付)

第11条 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約

金として納付しなければならない。

(入札書等の不受理)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しない。

- (1) 第6条の規定によらず提出された入札書等
- (2) 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等
- (3) 書留郵便で提出された入札書等で次に掲げる入札書等
 - ア 表封筒に商号又は名称及び工事名のいずれかが記載されていない入札書等
 - イ 表封筒に商号又は名称及び工事名のいずれかが複数記載されている入札書等
 - ウ 表封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (4) 入札公告の2の(1)アからエまでの各項目に掲げる要件を満たしていない者が入札した入札書等
- (5) 入札公告の2の(7)において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書等

(入札書の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示す要件を満たさない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 商号又は名称、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(入札書の無効(失格))

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 工事費内訳書の工事名、工事場所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書。ただし、未記載であっても当該内容が確認できるものは除く。
- (2) 工事費内訳書に商号又は名称が記載されていない入札書
- (3) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書。ただし、工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合は除く。
- (4) 内容に未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 入札公告に示す提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しない者が入札した入札書
- (6) 入札公告に示す施工実績、配置予定技術者、又はその他の要件を満たさない者が

入札した入札書

(7) 審査において、契約の内容に適合した履行がなされないと判断された者が入札した入札書

(8) 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められる者が入札した入札書

(9) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者が入札した入札書

(10) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5千万円以上の契約は仮契約とする。

2 前項ただし書については、飯島町議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を町長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと町長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事等の着手)

第16条 契約人は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第17条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で町長に報告しなければならない。

附 則（平成21年訓令第4号）

この入札心得は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成26年訓令第2号）

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年訓令第3号）

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年訓令第7号）

この心得は、令和7年4月1日から施行する。